

「第4次大分市国際化推進計画（案）」の市民意見公募において寄せられた意見の概要とそれに対する本市の考え方

意見提出期間：令和3年1月18日（月）～令和3年2月19日（金）まで

意見提出者数：2人

意見件数：3件

番号	意見の概要	市の考え方の方向性
1	<p>留学生アンケートの「近くに住む日本人との付き合い」について、「ほとんど付き合いがない」との回答が5年前の回答からかなり増加しているとのことを、とても危惧しています。そのため、策定委員会での「外国にルーツを持つ人々が暮らしやすいという視点も必要だが、その周りの人についてもその現状を理解して尊重できるような気持ちの面も重要なのではないか」「周りの人々が暮らしやすくなるようにとのサポートが必要な場合もある」との発言に深く共感します。</p> <p>現在、大分とマレーシアの交流や支援を行うNPOの設立を準備しており、上記の観点から、大分に住むマレーシアの人々やそれを取りまく地域の人々のニーズを丹念に聞き取り、それをもとに事業を企画したいと考えていますが、その基礎資料として策定委員会で実施されたアンケート結果の差し支えない範囲での閲覧を希望します。また、この活動について助言や協力を頂けるとありがたいです。</p>	<p>本計画では、推進テーマとして「国際交流・国際協力」「多文化共生」の2つを掲げ、「多文化共生」の下に「施策5：人権尊重を基調とした多文化理解の促進」「施策6：あらゆる国籍の人々が共に活躍できる環境づくり」を設定しております。</p> <p>施策5では、外国人を含むあらゆる市民が、文化や習慣等、お互いの違いを理解し地域社会の構成員として対等な関係で暮らすために、市民の多文化理解の促進につながる取組みを行うこととしており、市民の「心のバリア」を取り除くことを目標としております。</p> <p>また、施策6では、あらゆる市民が持てる力を最大限発揮し、地域で活躍できるよう環境を整備することとしており、言語など「物理的なバリア」となるものを取り除くことを目標としております。</p> <p>外国にルーツを持つ人々の周りの人々が現状を理解し尊重できるための取組についても、あらゆる市民が多文化理解に関する知識を深めるための事業として、異文化に触れるイベントや講座などの事業を実施することで、お互いの文化的違いを理解し、共に協力して地域で暮らしていくことを推進していきたいと考えております。</p> <p>なお、アンケート結果については、第4次大分市国際化推進計画本編の資料として、市ホームページにおいて「報告書」として公表することとしておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>本市の国際化を進めていくためには、行政だけでなく様々な主体との連携や協力、協働による取り組みが必要であると考えます。大分市と海外との交流や支援の活動についても、できる限りの連携や協力等をさせていただきたいと考えております。</p>
2	<p>外国人市民は、日本の生活習慣を理解する機会が圧倒的に不足しています。そこで、来日してから地域で住み始めるまでにや、地域で住み始めた後も日本の生活習慣を何度も伝えるための取組として、「施策6」の、あらゆる国籍の人々が共に暮らしやすい環境づくりの、外国にルーツを持つ人々も暮らしやすい環境づくりのための取組に、転入時、日本の生活習慣を外国人市民に提供するための「外国人情報窓口」のような生活習慣を伝える窓口を設置すること、その窓口で、通訳者を付けて日本の生活習慣を伝える時間を設けること、不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること、外国人従業員が、日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを開催するように、外国人雇用企業へ依頼すること、外国人雇用企業が、来日後1か月、半年などの定期的な日本の生活習慣に関するオリエンテーションをするように依頼すること、という5点について、具体的な取り組みとして追加することを提案します。</p>	<p>本市ではこれまで、希望する大学や企業へ出張し日本での暮らしのルールやごみの出し方などを説明する生活オリエンテーションや、新たに本市へ転入する外国人市民への多言語による生活情報ガイド、防災ガイド等の配布、市ホームページにおいて本市で安心・快適に生活するための情報の提供、国際課Facebookページにおけるイベントや多文化共生に関する情報、国際交流、国際関係団体の情報、防災情報などの提供の取り組みを行ってまいりました。</p> <p>本計画では、言語や生活習慣の違いなどの「物理的なバリア」となるものを取り除いていくことを目的として「施策6：あらゆる国籍の人々が共に活躍できる環境づくり」を掲げており、ご提案いただいた取り組みにつきましても参考にさせていただきながら、施策を推進していきたいと考えております。</p>

番号	意見の概要	市の考え方の方向性
3	<p>文化や生活習慣の違い、言語や時間制約等の問題から、多文化理解の促進や交流の場づくりは、多文化共生に関心を持つ一部の層にしか効果がなく、外国にルーツを持つ人々も暮らしやすいまちづくりに至らないことが日本の各地で見受けられます。また、そもそも外国人市民と一括りに表現できても、その実態は、経済状況、教育レベル、在留資格等で多様な背景を持つため、一律の施策がなかなか機能しません。</p> <p>そこで、日本人市民と外国人市民の人間関係をつなぎながら、地域活動への参加を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターを、地域の実情が把握しやすい公民館の職員として配置することを提案します。</p> <p>そうすれば、既存施設と職員の方々を活用しながら、継続的に生活や地域活動への参加を支援することができます。また、公民館の職員が、これらの業務に精通するためには、コーディネーター育成研修を実施することが必要です。</p> <p>全ての公民館で、これらの取り組みを一斉に始めることは難しいので、まずは、外国人市民が多く住んでいる地域について、「多文化共生モデル地区」に設定したうえで、その地区にある公民館を中心にして、試験的に多文化共生の地域づくりを推進する取り組みを開始することが望ましいものと考えます。</p> <p>そして、公民館の職員の統括責任者として、企画部国際課の方々が、横断的な視点での情報共有や研修等を実施することで、公民館の職員が各地域に根差して活動する縦の取り組みと、市全体に効果が波及する横の取り組みが合わさって、結び目の固い多文化共生の施策を展開できると考えます。</p>	<p>社会教育法第20条において、公民館の目的として「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられていることから、日本人市民と外国人市民の人間関係をつなぎ地域活動への参加を支援するための施設として公民館を活用することは、この目的にも合致する有効な手段であると考えます。</p> <p>本市では、令和2年12月時点で在住する外国籍を持つ市民の割合は0.73%と、全国と比べても低い状況にあります。が、出入国管理法の改正や技能実習制度の拡大等の背景から、本市においても今後、このような取組が必要となることも考えられます。多文化共生の地域づくりへの施策として、公民館の活用も含め参考とさせていただきます、本市の実情に応じた実効性のある取組を検討してまいります。</p>